

つくば市入札監視委員会
平成29年度第1回会議 審議概要

開催日時 及び場所	平成29年7月31日(月) 14:00～ つくば市役所 庁舎2階 会議室204	
出席委員	<small>委員長</small> 平沢 照雄 (大学教授) 川端 京子 (税理士) 佐藤 裕光 (司法書士・行政書士) 村上 正子 (大学院教授) 谷貝 一雄 (元地方公務員) (敬称略)	
審議対象期間	平成28年10月1日 ～ 平成29年3月31日	
審議案件総数	7件	
建設工事	3件	(一般競争:2件, 随意契約:1件)
測量・建設コンサルタント	1件	(一般競争:1件)
業務・物品等調達	3件	(一般競争:3件)
委員からの 質問・意見, それに対する 回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 建議の内容	1 最低制限価格制度導入の拡大の検討と, 入札参加資格の弾力的な運用を検討すること。 2 入札参加資格要件を参入しやすい要件にするほか, 表現については, 混乱が生じないように, 明確にすること。 3 あまりにも低い落札価格についてはチェックの仕組みを検討すること。 4 業務委託に関しては複数業者に委託するような形の方策も考えること。	
その他	次回会議(平成30年1, 2月予定)の審議事案抽出当番委員は, 佐藤委員とする。	

【事案1】 28市単築波ふれあいの里実習館屋根・外壁塗装修繕工事

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	平成28年10月25日
主管課	建設部 営繕・住宅課
種別	建築一式工事
入札者数	3者（参加申請：8者）
予定価格	30,030,000円（税抜き）
落札額	27,030,000円（税抜き）
落札率	90.01%
質問・意見	回答・説明
辞退が多くあったということだが、開札の直前に、辞退者が多く出たということか。	今回の参加者数は8者であったが、辞退した者が5者あり、最終的に3者が応札し、2者が最低制限価格を下回り、失格となった。施工場所は、筑波山の中腹で、高低差がある場所であった。外壁と屋根の工事なので、仮設の設置や、資材の搬入といった内容から辞退された者が多かったのではないかと想定する。
最低制限価格の基準には根拠はあるのか。	最低制限価格はつくば市の要領で定めている。予定価格積算の各諸経費で決められた割合が設定されており、それに乗じた額の合計が最低制限価格となる。そして最低制限価格を下回った者は失格となる。
この事案に限らず、最低制限価格の割合は決まっているのか。	つくば市の最低制限価格は、取扱要領で定めている。その要領のなかで直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、それらに定められた割合をかけて、最低制限価格を算出する。要領等はホームページで公開している。
単純に計算すると、予定価格が30,030,000円で、最低制限価格が27,020,000円。最低制限価格が高いのではないと思うが、やはり直接経費というか、材料費が高いということなのか。	つくば市では、建設工事最低制限価格取扱要領で算出の諸経費の比率を定めているが、「中央公共工事契約制度運用連絡協議会」で定めたモデルを引用している。他自治体も、このモデルを参考にしている。
最低制限価格の設定であるが、今回は予定価格の約9割である。予定価格の約8割であると最低制限価格は2,400万円ぐらいになる。最低制限価格を引き下げることはないのか。	最低制限価格の設定については、国で指針が出され茨城県もそれに準じている。現在、特に下請け等へのダンピング受注の防止、品質の確保、受注者に適正な利潤を確保することが大切である。
最低制限価格と入札価格の差がほんの少して失格となっているものも見られる。こうした失格者を少なくするために、入札業者が精度の高い積算を行えるような情報の提供といった努力が必要ではないか。今回、入札者に公開している設計図書等はどんなものがあるのか。	事前の公告時に、金抜きの設計書、内訳書、特記仕様書、関係図面をホームページで公開している。

また、今回設計変更があり、そのあと追加の工事があるが、こういった事は工事発注前に把握できなかったのか。

今回の設計変更は、金額については480万円の増であり、工期については12日間の延長である。設計委託をしていたが、調査しきれなかったところがあった。施設は、30年ほど前に塗料を施しており、現在、当時と同じ塗料材がなく、今回、以前に近い新たな塗料を使用している。既存の塗料の上に塗装をかけてしまうと剥離してしまう性質の塗料であることが判明し、みがき(ケレン)を追加して施工した。

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

《建議》

なし。

【事案2】 28国補特環第2号五斗蒔地区幹線管敷設工事

《 条件付き一般競争入札 》 電子入札

開札日	平成29年2月1日
主管課	上下水道部 下水道整備課 (【現】生活環境部 下水道整備課)
種別	土木一式工事
入札者数	7者 (参加申請:11者)
予定価格	76,460,000円(税抜き)
落札額	60,800,000円(税抜き)
落札率	79.52%

質問・意見

回答・説明

失格基準価格を下回っている業者が多かったが、予定価格の設定に問題はなかったのか。

予定価格については、適切な積算基準に基づき算出している。業者の利益の考えにもよるが、今回は失格基準価格に近い価格で落札している。直接工事費が99.9%、共通仮設費が67.6%、現場管理費が46.9%、一般管理費が48.3%などで計上されており、問題なく施工できると判断したため、落札したと考えている。失格者が多かったことについては、工事の施工方法が、塩化ビニール管の単独布設工事、塩化ビニール管とポリエチレン管の同時布設工事、塩化ビニール管の推進工事の3種類の工法が混ざった特殊なものとなっている。特に塩化ビニール管の推進工法については、工事工程が多く、難易度が高いため、見積もり金額にばらつきが出たと考えている。失格基準価格が高く、更に失格者が多くなったとは推測していない。

簡易型低入札価格調査の簡易型とはどういうものか。

つくば市の低入札価格調査制度は要領で定められており、予定価格5,000万円以上のものを低入札価格調査の対象工事としている。その中で予定価格が5,000万円から1億円未満までで低入札価格調査の対象となった場合、簡易型調査を行うこととしている。簡易型調査の内容は、工事主管課においてまず行い、低入札調査審査委員に持ち回りによる合議をもらうことになる。内容としては、積算の根拠が適正であるか、材料の調達、労務者の管理、施工の安全対策、建設副産物の処理などが適正にできるかどうかの確認を行っている。

11者のうち4者が辞退しているが、7者が残ってもそのうち1者が予定価格を超過、5者が失格基準価格未満ということだが、業者の常識としてはもっと低い価格で施工が可能ということである。担当部署の話では見積もりに基づいて算定されているとのことだが、市場の水準と離れている感じがする。

設計に関しては、茨城県の積算基準を採用しており、積算資料等の単価を基準に、それ以外については、見積もりを徴し、積算基準に則った積算方法をしており、設計計算としては、適正であると考えている。失格基準価格においても、つくば市の要領に基づいて設定しているので問題ないと考えている。今回、推進工事の見積もりが業者により差があったと考えている。

<p>失格基準価格を下回るということは調査の対象に すらならないのか。</p>	<p>失格基準価格を下回ると自動的に失格となる。</p>
<p>業者側からすると、「こういう計算だとダメなんだ」 というような失敗から学び、次に向けて計算の仕方 を学ぶ、そういう機会はあるのか。</p>	<p>現在のところはない。市の情報公開でも、工事の 完成検査が終わるまでは、設計書の閲覧はしてい ない。</p>
<p>入札経過調書を見ると、1者は6,000万規模の工 事にもかかわらず、失格基準価格を2万円下回っ ただけでアウトになっている。算出に則ってはいる のだが、自分たちの算出のどこが違っていただけ か反省できる仕組みはあるのか。</p>	<p>設計書の情報公開は工事の完成検査が終了す るまでは、対象としていないのが現状である。なぜ ならば、工事が完成していない段階で設計変更な どが生じる場合がある。その時に、単価や内容を業 者が事前に知っているということは、適切ではない ということで、完成検査が終わるまでは公開の対 象としていない状況である。</p>
<p>低入札価格調査による、失格基準価格未満によ る失格や予定価格の超過は明らかにわかるが、辞 退の理由については、何らかのコメントや聴取はし てないのか。</p>	<p>建設工事案件が不調になった場合は、不調の原 因について調査することで進めているが、不調にな らなかった案件については辞退した理由など現在 聞いていない。</p>
<p>辞退した理由をメールなどで書き込みできるよ うなことはできないのか。</p>	<p>市で行っている電子入札は、茨城県をはじめ、20 数市町村が共同で利用しており、難しい状況であ る。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。 《建議》 なし。</p>	

【事案3】 28木柱撤去・防犯灯移設設置工事	
《 随意契約 》	
見積期日	平成29年3月6日
主管課	環境生活部 危機管理課 (【現】建設部 防犯交通安全課)
種別	電気工事
見積者数	3者
予定価格	4,570,400円(税抜き)
見積金額	4,570,100円(税抜き)
比率	99.99%
質問・意見	回答・説明
3者から見積もりをとったということだが、差はどうであったのか。また、どのように決めたのか。	見積もりを徴収したところ、税抜き価格4,570,400円、他は1者が5,338,700円、もう1者が5,043,200円であった。
随意契約の理由として、つくば市防犯LED化事業メンテナンス付リース契約というものがあり、その中に「防犯灯の現地調査、電力契約の照合・申し込み、設置にかかわる計画・施工など、一連の流れの中で発生する業務の一部である」ということだが、リース契約と今回の随意契約との関連についてもう少し説明してほしい。	リース契約は平成28年7月1日に締結したが、リース事業自体は平成29年4月1日から開始する契約内容である。つくば市全域の防犯灯の実態調査をしたところ、今回197か所の木柱の防犯灯があることが判明し、随意契約で行う運びとなった。
リース契約をして、平成29年4月から始まる前の撤去作業などがこの随意契約であるということか。	はい。
今回、契約した業者が最も確実な時間と費用でできる見積もりの結果通りなのだろうか。コスト削減対策として「防犯灯一斉LED化を施工している業者を利用することで、その業者が保有している管理データを利用することができ、調査等にかかる費用を大幅に削減することができる」と記されているが、契約した業者が管理データを保有しているのか。	はい。
それで安くなれば問題はないが、管理データというのは具体的にどんなデータなのか。	防犯灯の設置場所、パソコン上でみる防犯灯の場所、東電との電気契約のデータ等である。
他の業者では得られない状況になっているのか。契約した業者が排他的に利用しているのか。	市でも利用できるものである。
他の2者は、今回契約した業者が持っている管理データを利用して積算とかはできるのか。	データの活用はできるが、積算までは難しいかもしれない。
今回の工事は、リース契約の中に最初から含まれているべきものだったのか。それとも漏れていたのか。	木柱の防犯灯がこれだけ存在していると見込めなかったところであり、197基の撤去、移設等を随意契約で行うことになった。
リース契約に絡み、追加の業務や工事が発生したりするのか。	今後はない。

<p>197基の撤去, 移設等はリース契約をする前にはわからなかったことか。</p>	<p>つくば市内に防犯灯が約2万個ある。市で発注しているものと, 各区会で使用しているものがあり, リース事業を開始するまで市内に何基の防犯灯が存在するかというものを把握していなかった。</p>
<p>予定価格とこんなにピッタリいくものなのか。契約金額と300円しか変わらない。</p>	<p>参考見積もりをとっていたので, それに近い金額で見積書を提出してきたと思われる。</p>
<p>データ上の図ではきちんと掲載されているということで理解してよろしいか。</p>	<p>はい。</p>
<p>契約した業者に10年後も有利な条件になるのではなく, 今後情報の開示をしていくのか。</p>	<p>はい。</p>
<p>今回, 契約した業者だけでなく, 見積もり依頼をした各業者にも情報を開示したのか。</p>	<p>はい。</p>
<p>《評価》 この事案に関する契約手続きは, 適正に行われたものとする。 《建議》 なし。</p>	

【事案4】 27国補下維(委)管第2-2号圧送管吐出マンホール内目視調査・判定業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	平成29年2月1日
主管課	上下水道部 下水道管理課 (【現】生活環境部 下水道管理課)
種別	建設コンサルタント
入札者数	4者 (参加申請:4者)
予定価格	6,410,000円(税抜き)
落札額	6,300,000円(税抜き)
落札率	98.28%

質問・意見	回答・説明
入札参加資格を満たす業者が290者とある。応札については市内業者がいなくて全部市外業者となったが、この案件は毎年発生するのか。	ここ数年かなりの自治体で同じような取り組みが行われている案件である。つくば市内で下水道に関する建設コンサルタントの認定を受けている業者は、2者しかいない。そのため、地域条件を全国とした。
入札参加資格を満たすと想定した業者数が290者というのは、ほとんど市外業者ということか。	2者以外は市外となっている。
同様の建設コンサルタントの発注事案で、市外業者がほとんど、あるいは市内業者が少ない場合の地域指定はどうか。	競争原理が働かないことがあるので、茨城県内、または、地域指定なしとして広げているケースが多い。
市内の2者は落札した実績はあるのか。	あまりない。
工事概要のところに「目視調査及び判定業務」とあるが、それは市内業者がなかなか参入できないような非常に高度な事業内容なのか。	実績がないのが一番だとは思う。他市町村では最近具体的な調査が進められている。難易度が非常に高いということもあり、下水道に精通したコンサルタントということで、このような条件を決めている。
目視できるような人材はそんなに確保できないのか。せつかくのビジネスチャンスにもかかわらず、適当な業者が市内にいないのは残念なことだと思う。	経験がある程度必要であり、実際、マンホールを開けてふたの状態や腐食の状況、浸水の状況などの調査を行うので、ある程度の実績がないと難しいかもしれない。

《評価》

この事案に関する契約手続きは、適正に行われたものとする。

《建議》

なし。

【事案5】 29-31クリーンセンター焼却施設包括的民間委託業務

《条件付き一般競争入札》電子入札

入札日	平成28年12月21日
主管課	環境生活部 クリーンセンター (【現】生活環境部 クリーンセンター)
種別	役務の提供
入札者数	1者 (参加申請:1者)
予定価格	1,755,000,000円(税抜き)
落札額	1,752,300,000円(税抜き)
落札率	99.85%

質問・意見	回答・説明
平成28年まではどこの会社が業務を行っていたのか。	今回の共同企業体にあった業者が単体で平成24年から平成28年の5年間、受託していた。
単体であった業者がJVで応札してきたということだが、何か背景はあるのか。	応札の結果なので何ともいえない。1者は運営管理が一般的に得意という事業者で、もう1者は施設の施工や大規模改修といった工事を得意とする事業者である。今回は包括的委託なので運営管理と工事があって、2者はお互いに良いと思ったのではないかと考えている。
設備改良工事とは、どういうものか。	焼却炉で、損傷しないように定期的に維持するための内容である。
5年を限度ということで債務負担行為を行っている。改良工事も行っており、この契約期間を3年にしたということだが、改良工事は平成28年度に行っている。このことを考慮して5年から3年に変更した理由を聞かせてほしい。	改良工事については、平成28年からまず設計に着手しており、工事は今年からである。債務負担行為は5年で設定していたが、改良工事が平成31年で終わるということもあり、途中で3年に変更した。工事完成後には、発電量も多くなることを見込んでいる。
分配金とあるが、これは何か。	発電により、余剰エネルギーが生じ、施設で使ったほかは販売をしている。販売高のうち、平成28年事業については受託者に2分の1、29年度以降は3分の1が分配される。発電した余剰エネルギーを所内で使い、余った分について販売し、得られた分を受託者にも一部還元するという制度である。
今までは半分を分配していたが、今後は減らすということか。	2分の1から3分の1に減らすことを仕様書で明記している。

<p>1者入札ということで、落札率も100%に近い。独占的なイメージがあり、ある程度金額が想定できると思うが。</p>	<p>予定価格は事前公表であり、前回も受託していたこともあり算出は可能と思われる。分配金は前回は2分の1と相当な金額だったが、今回は3分の1となり、新規に参入するには非常に厳しいという推測はある。</p>
<p>想定できる事業者数が8者とのことだったが、どうみても想定できる業者は1者しかないような気がする。</p>	<p>ごみ焼却炉の業務ができる業者は大手の8者と想定していた。</p>
<p>つくば市だけでなく、他の自治体でもクリーンセンターのような施設を作ったり、運転したりしている業者のほうがどうしても有利ということになるのか。</p>	<p>はい。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。 《建議》 なし。</p>	

【事案6】 29都市公園トイレ清掃業務委託	
《 条件付き一般競争入札 》 電子入札	
開札日	平成29年3月6日
主管課	建設部 公園・施設課
種別	役務の提供
入札者数	9者（参加申請:10者）
予定価格	6,950,000円（税抜き）
落札額	2,316,000円（税抜き）
落札率	33.32%
質問・意見	回答・説明
かなり低い落札率だが、役務の提供のみでトイレトーパー等の消耗品費は、市側から提供するのか。	この業務には、トイレの清掃と消耗品補充があり、トイレトーパーや清掃用具は設計の中に組み込まれており、受託した事業者が購入する。
27か所の公園の中にはトイレが多くあり、受託者は、作業員に適正な額を支払うことができるのか。	この案件には、最低制限価格制度や低入札価格調査制度はない。業者が自分でこの金額で実施できるということで応札しており、十分に行えるという判断である。
落札率33%で引き受けて、ダンピング受注などがないか、事後審査でチェックしているのか。	事後審査については、入札の共通事項として税金に未納のない等といった書類や、過去の実績条件等、公告で定められている内容が満たされているか確認したうえで、落札者と決定し、受託者として契約する。参加資格要件のところで「つくば市に本店があること」、「過去5年以内に国、地方公共団体、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人と建物清掃又は公園清掃業務を元請けとして契約し、履行した実績を有すること」などを審査する。この審査で問題がなければ、受注者がこの金額で応札してきたので、この価格で契約となる。
受託者に対して、「人件費の未払い、ダンピング受注などを、わが社はやりません」というような書類は求めないのか。	覚書などはない。発注担当課長が説明したように、この案件は最低制限価格の対象とはなっていない。ただ、今年1月から要領を定め、役務業務のうち、樹木維持管理・除草に関しては最低制限価格制度を取り入れたところである。
落札率33%で、適正な利潤がとれるのか。最低制限価格制度がないとダンピング受注があるかもしれないと思ってしまう。	確かに落札率が低い。この業務委託については、昨年度も行っており、昨年度よりもさらに下回った落札率ということで、受託業者には確認した。回答としては、実績もある、経験も積んでおり、作業に影響はない。利益については、民間業務委託も受注しており、契約を履行する自信があるということであった。

<p>落札業者はこれまでつくば市での役務業務で受注している実績はあるのか。</p>	<p>一般競争入札実施以降では、体育館の管理業務などでも受注している。平成27年度は清掃業務でも、受注実績がある。業務内容についても、苦情などは、発生していない。</p>
<p>施工場所と清掃回数は決まっているが、回数が多いのは利用者が多い公園ということか。</p>	<p>公園によって清掃回数を変えている。52回と記載のある公園については、週2回の清掃業務を原則としている。利用者の多い公園については清掃の回数を多くしないときれいに保てないということで回数を増やしている。</p>
<p>市民から公園が汚いとかきれいになってないとかの苦情があった場合は、これとは別に追加で清掃をするのか。</p>	<p>苦情があった時には、受託者に再度清掃をするように指示する。苦情が多く寄せられた場合には、別契約で単発的に清掃業務を行うこととしている。</p>
<p>いままでにそういうことはあったのか。</p>	<p>昨年、G7科学技術大臣会合が開かれたときには汚れている箇所が竹園公園でみられたので、単発的に別の業者と契約した。</p>
<p>入札参加資格のところに「過去5年以内に国、地方公共団体、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人と建物清掃又は公園清掃業務を元請けとして契約し、履行した実績を有すること」とあるが、この事案の業務(トイレ清掃業務)については、公共事業の実績だけに限定する必要はないと思うが。</p>	<p>役所関係の業務を請け負ったことがあるかという趣旨では、以前から条件として出している。</p>
<p>資格要件に関して、「つくば市内に本店があり、公共施設関係での実績があること」に、「または民間事業施設での実績がある」と加えてもいいような気がする。</p>	<p>これまでは、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人で建物清掃の実績がなければ参加できないという考え方でやってきたものと思われる。自治体と直接契約をしないで、指定管理者に任せて委託しているような場合もあり、今後は資格要件を広げることも可能かと思われる。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。 《建議》 今後最低制限価格制度の導入検討と、入札参加資格の弾力的な運用を検討して頂きたい。</p>	

【事案7】 28都市公園等遊具点検業務委託

《 条件付き一般競争入札 》 電子入札

入札日	平成28年8月25日
主管課	建設部 公園・施設課
種別	役務の提供
入札者数	2者（参加申請:2者）
予定価格	2,520,000円(税抜き)
落札額	2,150,000円(税抜き)
落札率	85.32%

質問・意見	回答・説明
<p>公園等遊具点検業務委託に関し、過去3年間の契約に関して、入札の資格要件等はどうであったか、そして適切だったかということ審議していただきたく抽出した案件である。</p> <p>補足として、平成27年度は不調の後に随意契約となったことについても説明してほしい。</p>	<p>遊具の定期点検は年1回実施することとなっている。平成27年度の入札不調後の随意契約は、再度公告して入札を行ってはいは適正な工期が取れず、年度内の完了が難しいことから、4つに分割して行ったものである。執行にあたっては、契約規則に基づいて行っている。見積もり業者の選定にあたっては、日本公園施設業協会が認定している、公園施設点検管理士ほか3資格を有する事業者の中から選んだ。関東地区に営業所のある業者として、要件を満たす5者の中からつくば市等で営業実績がある2者で見積もりを行った。</p> <p>1者については、平成27年11月24日に開札を行った後の事後審査期間中に要件を満たす技術者がいなかったために無効となったが、平成27年12月1日付けで資格者を確認することができたので見積もり業者とした。</p>
<p>平成27年度随意契約のところでの確認だが、一般競争入札のあとの事後審査で無効になった直後に、資格要件とされている社団法人日本公園施設業協会が認定する技術者がいることがわかったのか。</p>	<p>11月末までに資格の取得がなかったということで、事後審査では無効になったが、12月1日付けで社団法人日本公園施設業協会が認定する技術者として、資格の交付、登録となったことが12月に入ってすぐわかった。</p>
<p>その資格を持っていなかったら、随意契約での見積もり合わせの業者にはしていなかったのか。</p>	<p>資格を持っていなければ、違う業者から見積もり合わせをしたと思う。</p>
<p>入札のときには、資格要件を満たしていなかったが、12月1日付けで専門技術者の証が発表されているという情報は業者から市の方に寄せられたのか。</p> <p>事後審査の段階で専門技術者がいないと判断したわけだから通常はそのままだと思うが。</p>	<p>問い合わせたか、申し出があったかは定かではない。</p>
<p>平成26年度から平成27年度に資格要件を変更している。条件を満たす参加資格要件は多くあるが、特定の団体が認定する資格を持っていることを要件としている方が珍しい気がする。なぜ実績があること等をつけず、社団法人日本公園施設業協会が認定する資格にこだわったのか。</p>	<p>社団法人日本公園施設業協会という団体は、昭和55年に設立された団体だが、遊具に関する基準、遊具の安全のための測定機器の開発、普及活動、日常点検の講習会などを行っている。このような団体が規定する技術者が配置できたほうが良い、として資格要件をつけたと考えられる。</p>

<p>この協会の認定する資格は誰でも取得することができるのか。また、誰でもこの協会に加入できるのか。</p>	<p>資格は、この協会の会員になった会社の技術者で、試験を行ったうえで与えられる。かなりの業者が会員となっているようで、ホームページなどでも公表されている。組織としては本部のほか、支部は北海道から九州までである。</p>
<p>会員にならないととれない資格なのか。</p>	<p>資格要件の中にはそう謳っている。</p>
<p>社団法人日本公園施設業協会が認定する資格という文言は今回の資料で確認できるわけだが、以前からこの資格を条件に加えていたのか。</p>	<p>以前のところは調査していない。また、昭和55年設立当時、技術者の認定制度があったかどうかは調べてないのでわからないが、遊具点検業務委託を発注した段階から資格要件として設定していると思う。</p>
<p>平成27年度のときに、事後審査により無効となった者がいて、平成28年度のときにも事後審査により無効になった者がいるというように無効が続いた。事後審査により無効となった理由が配置技術者がいるかどうかということだが、事後審査にならないとわからないものか。</p>	<p>つくば市の一般競争入札では、発注案件によっては、1件につき、50者ぐらいが応札する場合がある。事前審査の場合、時間と労力がかかることから、事後審査を採用している。</p>
<p>違う業者が2年続けて無効となっているが、資格要件を開示しているのに、複数の業者がそれを無視して応札してくるのか。</p>	<p>資格要件を確認せずに応札してくるかどうかは定かではない。</p>
<p>入札参加資格要件が複雑でわかりづらいことも要因の1つではないか。</p>	<p>入札参加資格要件の表現方法について工夫する必要はあると思う。また、簡潔明瞭にする必要もあると思う。</p>
<p>今後も団体が認定する資格にこだわるのか。</p>	<p>今後、他の団体で認定された資格が市の要件を満たす場合は、整理したうえで資格要件に加えていきたいと考えている。</p>
<p>資格を持っていないが、実績はあるとか、経験を積んで仕事はできるというような、一般的な参加条件もあると思うが、その点はいかがか。</p>	<p>業務の発注方法も考え整理していきたいと思う。今後検討していく。</p>
<p>遊具に関しては、事故があってはならない。しかし、本日の事案1から事案6のように、ある程度、地方公共団体との契約実績を参加資格要件に入れることはできないのか。</p>	<p>実績を追加することは可能である。</p>
<p>平成26, 27, 28年度と見て、入札参加資格条件が毎年変わっている。これでは次回参入しようとする業者にとっては、新しい対応を迫られる。資格要件が増えたと思ったら次は減る、の繰り返しでは、応札する業者が困る。資格に関して「同等以上」とか曖昧の条件を入れたりすると業者側にすればやりづらいのかと思う。発注に関しては参加要件を頻繁に変えるものか。</p>	<p>ここ3年間で特に変化している年だと思う。</p>

<p>平成27年度は随意契約の金額で1,680,000円だが、平成28年度になると、同じ業務内容にもかかわらず2,150,000円と価格が上がっているが、理由はあるか。</p>	<p>人件費が上昇している。平成27年度と比べて平成28年度の労務単価が上がっている。</p>
<p>ここでも競争原理が働けば、もう少し安く落札する業者があるかもしれない。 同じ業者でも平成27年度と平成28年度とでは人件費が上がっていることを加味しても、競争原理が働けば、もう少し低い価格となる可能性もある。だから入札参加資格要件を工夫する必要があるという点にたどりつくと思う。</p>	<p>そういうこともいえるかもしれない。</p>
<p>平成28年度については、予定価格が2,520,000円、落札業者が2,150,000円で、無効となった業者が1,350,000円と極めて低い価格であった。適正な基準を業者に求めないと、いい仕事ができないと思うが、将来的には最低制限価格を決めるなどするのか。</p>	<p>あまりにも低い価格でのダンピング受注といった点を是正するために最低制限価格を導入してはどうかというのは、確かにある。役務業務については樹木維持管理・除草で導入している。他の役務業務については今後検討していく。</p>
<p>あまりにも低い落札価格はやはり人件費が上がっている現在、いかがなものかと思う。最低制限価格の設定と同時に、入札参加資格要件は明瞭かつ競争しやすいような条件を付けていく必要がある。そもそもたくさんあるつくば市の公園の遊具点検業務を1者だけに委託することが適切かどうかについても今後検討して行く必要があると思うが、この点はどうなのか。</p>	<p>今後、TX沿線沿いなどでつくば市の公園が増えていく。業務、作業量の観点より、分割して発注することも検討していく。</p>
<p>《建議》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 入札参加資格要件を参入しやすい要件にするほか、表現については、混乱が生じないように、明確にすること。 ② あまりにも低い落札価格についてはチェックの仕組みを検討していくこと。 ③ 業務委託に関しては複数業者に委託するような形の方策も考えること。 	